

裁判所法の一部を改正する法律の成立に対する会長声明

2017（平成29）年4月19日、司法修習生に対する費用の支給に関し、裁判所法の一部を改正する法律（以下「本改正法」という）が可決され、成立した。

本改正法は、司法修習生に対し修習資金を貸し付ける現行の貸与制を改め、2017（平成29）年11月1日以降に採用される司法修習生（第71期以降）に対し、月額13万5000円の基本給付金が支給されるほか、住居費を補助する住居給付金や転居費を補助する移転給付金を支給することを内容とするものである。

2011（平成23）年に司法修習生に対する給費制が廃止され、修習資金を貸し付ける貸与制に移行したことは、法曹になるための経済的な負担を増大させ、就職難とも相まって、法曹志願者減少の大きな要因ともなっていた。

そもそも、司法修習制度は、三権の一翼を担う司法における人材養成の根幹をなすものであるから、その制度負担は、本来国が責任を負うべきであり、私費負担とすべきものではない。

当会は、日本弁護士連合会や市民団体とともに、経済的困窮を理由に法曹志願者がその道を閉ざされることがないように、また、市民の権利擁護を担う人材は国が責任を持って育てるべきであるという考えから、司法修習生に対する給費制の維持・復活を強く求めて活動してきた。

この間、多くの国会議員から、司法修習生に対する経済的支援の創設に賛同するメッセージが寄せられ、また、国民からも、多数の署名が寄せられるなど、新たな経済的支援策の実現を求める声が高まっていた。このような状況を踏まえ、今回、司法修習生に対する新たな給付制度が創設されたことは高く評価でき、本改正法の実現にご尽力いただいた国会議員をはじめとする多くの方々に感謝と敬意を表する。

しかし、当会は本改正法を基本的には評価するも、給付額に関し、司法修習生が修習に専念できる経済的基盤として十分であるのか懸念が残り、今後も引き続き、給付額の見直しを検討する必要があると考える。

また、本改正法では、貸与制のもとで採用された新第65期から第70期の司法修習生に対しては何ら対策がなされておらず、一定の費用が給付されていた期の司法修習生との間に不公平な結果が生じている。このような不公平を是正するためにも、本改正法の趣旨を及ぼす何らかの是正措置がとられるべきである。とりわけ、貸与制の最初の世代である新第65期については、貸与金の返還が2018（平成30）年夏より開始されることから、是正措置の整備が早急に実現するよう、引き続き真摯な議論を要請する。

当会は、真に公平・公正で質の高い法曹養成制度の実現と、司法修習生に対する経済的支援の充実・発展に向けて、引き続き取り組んでいく所存である。

2017（平成29）年5月18日

茨城県弁護士会

会長 阿久津 正 晴